

読谷村保育所入所調査表

就労	勤務・自営業	就労日数		就労時間（1日あたり）		父	母
		月23日以上 / 週5.5日以上	父	母	8時間以上	父	母
		月20～22日 / 週5日	4	4	7時間以上8時間未満	4	4
		月16～19日 / 週4日	3	3	6時間以上7時間未満	3	3
		月12～月15日 / 週3日	2	2	4時間以上6時間未満	2	2
		月12日未満	1	1	4時間未満	1	1
		採用予定又は開業予定				-1	-1
		仕事場が居宅内				-1	-1
		自営業協力者				-1	-1
		<注釈> 1 就労時間は、労働契約上の正規の時間（休憩時間を含む。）とし、残業時間は含まない。 2 就労日数及び時間数及び給与単価から計算される金額と同等額の収入が無い場合は、収入を最低賃金等で換算した労働時間等によって基準点を判断する。					
求職	求職活動中				3	3	
就学	学生等	就学・技術習得等	就労の基準に対し		-1	-1	
出産	産休	産前2ヶ月、産後2ヶ月	分娩予定日	年 月 日		9	
	育休	下の子の育児休業中	勤務復帰予定日	年 月 日	8	8	
疾病・障がい	入院等	入院（1ヶ月以上）又は常時臨床				10	10
	通院	育児不可能				10	10
		育児困難				6	6
	障がい者	身体障害者手帳1・2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2				10	10
身体障害者手帳3級、精神保健福祉手帳2・3級、療育手帳B1・B2				8	8		
身体障害者手帳4級以下				6	6		
介護・看護	介護・看護	重度心身障がい者、寝たきり疾病者等の全介護				10	10
		常時観察と介護（食事・入浴・排泄）を要する場合（全介護を除く）				8	8
	通院（学）付き添い	週5日以上				6	6
		週3～4日				5	5
災害	家庭の災害	火災・天災による居宅喪失等の場合その復旧までの間				10	10
その他	不在	死亡、離別				10	10

調整点	優先利用事由	項目	
		生活保護世帯	4
		ひとり親世帯	8
		生計中心者の失業	1
		虐待・DV等	10
		障がい児	1
		育児休業明け	1
		兄弟同時利用（同一の保育所希望）	1
		小規模保育等在園児	1
	その他（ ）		
同居者	同居の祖父母（65歳未満）が保育が困難な事情が無い	一人あたり	-1

同点の場合の優先順位

優先順位	項目
1	虐待やDVの恐れがある場合
2	ひとり親世帯
3	保育の必要性の事由の点数が高い世帯
4	保護者が本島外へ単身赴任している世帯
5	未就学児童が多い世帯
6	保育料の算定に使用する当該年度分（当該年度の4月から8月までの保育の利用の調整において前年度分）の住民税額が低い世帯